

自民党大阪府議会議員団

平成 16 年度

(1) 会議費 1,756,089 円

① 請求人の主張

政務調査以外の目的外支出。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
議員団総会	526,645	昼食代(11回)
幹事会	56,250	昼食代(4回)
議員団総会	205,500	昼食代、夜食代(1回)
議員団総会	269,115	ホテル会場費、コーヒー等 飲物代
議員団総会	79,500	夜食代(1回)
会議用飲料水購入	498,000	議員団総会、幹事会、政調 会等
会議用茶菓子購入	85,874	議員団総会、幹事会、政調 会等
会議用コーヒー等	32,530	幹事会
会議用テープ購入	2,675	議員団総会、幹事会、政調 会等

③ 調査結果

- (1) 自由民主党議員団は団則を制定しており、部会、政調役員会、幹事会、議員団総会等の組織等を規定している。

政務調査に関しては、議員事務所で府民からの要望、陳情を受け、党として調査、対応すべきものを政調役員会に諮った上で、幹事会で議員団の意思を決定し、議員団総会（団総）で正式に取り上げることを決定し、知事等執行部へ要望し、入れられないものについては代表質問へと取り組んでいくシステムになっている。

幹事会、議員団総会は会派の意思決定機関である。

- イ. 団総の昼食費は、総会時の昼食費であり、請求書によると単価 1,500 円程度の弁当代であり、本件監査基準に照らし、適正な支出と認められる。

なお、団費を徴収しており、政務調査費とは考えにくい政治活動や慶弔費用、議会の委員会、本会議の前の昼食代に支出しており、団費は政務調査費とは区分して支出されている。

- ロ. 議員団総会に関係し、会議が夜間まで長びいたため、昼食に続き、夜食を年 1

回3, 000円のものを出したが、不相当とまでは言えない。

- ハ. ホテルの議員団総会は午前10時半～午後1時までで人事問題等で秘密を要するため、府庁外で開催されたもので、会場代、サンドウィッチ、コーヒー代であり、適正な支出と認められる。
- ニ. 会議用飲料水 498,000 円は、缶コーヒー、ジュース、天然水等を会議用に購入しており、請求書によると種々雑多な飲み物が購入されているが、単価100円前後であり、不適切とまでは言えない。
- ホ. 会議用茶菓子 85,874 円は茶菓として出しているとのことであるが、来客用ではなく会議に通常要する経費とは認められず、目的外支出である。
- ヘ. 会議用コーヒー等は政調役員会等10人以上の会議で長引いた場合の出前であり、適正な支出と認められる。
- ト. テープ購入も適正な支出と認められる。

(2) 資料作成費 163,380 円

① 請求人の主張

詳細不明で政務調査目的に反する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
資料印刷費	34,650	「我が党の見解」(知事要求)印刷代
資料印刷費	35,280	17当初予算「我が党の見解」(知事要求)印刷代
資料印刷費	93,450	中国行政調査報告書作成費

③ 調査結果

- イ. 知事要求は、会派として取りまとめ、意思決定した府政に関する要求事項を知事に対し、実現要求するものであり、取り上げられないものは本会議代表質問でさらに要求していくもので議会審議に必要な資料であり、適正な支出と認められる。
- ロ. 中国行政調査報告書は、当面する議会審議に直接必要な資料とはいえないが、全く関連性がないとまでは言えず、金額に照らしても不適正とまでは言えない。

(3) 資料購入費 963,618 円

① 請求人の主張

図書名不明、新聞雑誌購読料は目的外支出。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
新聞購読料	775,435	朝日新聞等購読料(12ヶ月分)
雑誌購読料	74,200	Cabi ネット等購読料
書籍購入	78,983	
その他	35,000	大阪府職員録等

③ 調査結果

- イ. 人事通信は、国、地方公共団体、大企業等の人事異動を発令より少し早く掲載している新聞で各議員1部ずつ47部購入しており、そのうち10部分150,000円を計上しているが、その必要性は疑問であり、9部分135,000円は目的外支出である。
- ロ. 大阪府幹部職員録購入費15,000円(5冊分)及び職員録購入費7,000円(5冊分)は部数に照らし、各4冊分17,600円は目的外支出である。
- ハ. 府議会手帳購入費7,000円は20冊分であり、1冊を除きその必要性は疑問であり、6,650円は目的外支出である。
- ニ. その余の新聞、書籍等の購入はいずれも適正な支出と認められる。

(4) 広報費 25,415,477円

① 請求人の主張

内容不明、府の使途基準にも合致せず違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費	7,969,840	「府議団だより」制作費 5回分
広報経費	236,250	会派記事制作費9本分
広報経費	498,750	会派ホームページ調整・運営委託
広報経費	4,084,500	「府議団だより」配布料 29人分
広報経費	9,316,500	会派記事掲載広報委託 31人分
広報経費	3,301,200	ホームページリンク広報委託 33人分

事務費	8,437	広報事務連絡用切手・写真現像代
-----	-------	-----------------

### ③ 調査結果

イ. 会派広報紙として「府議団だより」を5月、9月、12月、2月の各議会毎に希望者を募り、表裏2ページで発行し、代表質問等をした議員が申し込むシステムとなっている。1面には代表質問をした議員の記事が、2面には会派の記事が掲載される。1人年間3万部 150,000円を上限に会派の政調費で支出し、超える部分は各議員個人が費用負担して印刷している。

広報紙発行経費「府議団だより」5回分の制作費 7,969,840円はこの会派広報紙の制作費であり、適正な支出と認められる。

ロ. 会派記事は、会派の主張の周知徹底を図る趣旨で年間9本程度の意見書を作成し、議員個人が発行する広報紙に掲載してもらうこととしている。その制作費が 236,250円であり、適正な支出と認められる。

ハ. 会派ホームページ調整・運営委託費 498,750円は会派のホームページ運営費であり、適正な支出と認められる。

ニ. 「府議団だより」配布料29人分 4,084,500円は申込者を対象に3万部15万円を上限に支出されているが、印刷会社から議員に直接配布され、配送会社から配達報告があり、議員から地域住民に周知徹底を図った旨の定型的な配布料の請求書が提出されることにより定額が支払われている。

しかしながら、どのような方法で配布したかについての費用の明細書は提出されておらず、実費を弁償する政務調査費の性質上、精算をしない定額支給は問題である。そこで、議員のヒアリングの際、府議団だよりを配布した議員から配布費用につき聴取したところ、大半は新聞折込みで配布しており、その費用としては最大で1部2,800円であることが判明した。そうすると、3万部としてもその実費は84,000円であり、平成16年度配布した府議団だよりは29人分 813,000部であるから、折込料は多くとも 2,276,400円である。

従って、4,084,500円のうち、これを超える 1,808,100円は目的外支出である。

ホ. 会派記事掲載広報委託は前記のとおり議員が発行する広報紙に会派が作成した意見書を掲載してもらう費用であり、意見書が掲載された議員から当該広報紙の提出を受け、掲載内容を確認しているが、スペースや制作費用に関係なく、年1回30万円を定額支給しており、制作費との精算はなされていない。政務調査費が実費弁償を原則とし、その故に課税対象ともされていないことに照らすと、当該広報紙の制作料のうち当該意見書が占めるスペースに応じて30万円が精算されるべきである。このことは個人の広報紙において後援会部分がある場合には、ページ数や分量に応じて政務調査費と後援会費の負担を按分していることから首肯されること

である。そこで、委託料を受け取った個別の議員よりヒアリングをした結果によると、議員の広報紙は4ページないし8ページであり、意見書は4ページものだと1ページの1/3, 8ページものだと1ページの1/2程度であり、全体に占める割合は1/6～1/16である。そして、1回の印刷代を見ると50万円を超えるものではなく、意見書のスペースを最大1/4としても125,000円を超えるものとは認められない。従って、31人に委託料として支出された9,316,500円のうち3,875,000円を超える5,441,500円は目的外支出である。

- ハ、ホームページリンク広報委託費は、会派のホームページに議員のホームページからもアクセスしてもらうため、議員のホームページにリンクを張ってもらう費用として議員のホームページの管理運営費の一部として年間議員に対し10万円を定額支給したものである。会派のホームページの調整・運営委託に約50万円を要しているから、議員でも管理運営に同額を要しているだろうとの推測に基づくものであり、精算を要しない取扱いとなっている。

しかしながら、ホームページ全体の管理運営更新費用とは異なり、単なるトップページにリンクを張る窓口経費として年間10万円の支出は過大である。会派ホームページには議員もリンクされているが、当該議員からは会派に対する費用の支払いはない。そうすると本件支出にはこれに見合う実費の発生が具体的に認められず、リンク委託料名下の支出3,301,200円全額が目的外支出である。

- ト、広報事務連絡用切手・写真現像代8,437円は適正な支出と認められる。

#### (5) 事務費 6,461,610円

##### ① 請求人の主張

使途基準の調査研究に係る事務の遂行に必要な経費に合致せず違法。事務機器リース料は目的外。

##### ② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(電話代・ファックス代12ヶ月分)	1,599,034	
通信費(電話代・ファックス代12ヶ月分)	11,275	
複写機リース料(12ヶ月分)	630,000	
複写機使用料(12ヶ月分)	1,120,447	
パソコンリース料(6ヶ月分・再リース)	654,696	

パソコン保守点検料	94,500	
事務用品購入(12ヶ月分)	810,539	
インターネット	73,080	
デスクパソコン購入	347,340	
テレビ(政調会室)購入	62,475	
空気清浄機(政調会室)購入	27,296	
応接セット購入	239,925	
記録用カメラ購入	215,161	
望遠レンズ購入	73,740	
リース終了パソコン返却運送代	10,500	
控室女性用制服購入	54,930	
無線ランアクセス器具購入	24,150	
ウィルスソフト購入	21,750	
会派役員名刺印刷	135,450	
幹事長・政調会長机上名札作成	26,250	
事務用封筒作成	26,250	
来客用飲料水購入	41,000	
ファクス用トナー購入	28,224	
NHK受信料	14,910	
事務連絡用切手代	20,820	
その他(消耗品等)	97,868	

### ③ 調査結果

- イ. 事務用品購入12ヶ月分 810,539 円には事務用品以外に飲料水等が多数含まれているが、前記会議用飲料水の他に来客用飲料水が別途 41,000 円計上されていることに照らすと用途が不明であり、全体として品目が多く、詳細も不明であるため、1/2 を超える 405,269 円は目的外支出と認める。
- ロ. 会派役員用名刺印刷 135,450 円、幹事長・政調会長机上名札作成 26,250 円は、いずれも会派の政務調査活動のために通常必要な経費とは認められず、目的外支出である。
- ハ. その他の支出は概ね適正と認められる。

(6) 人件費 4,961,079 円

① 請求人の主張

会派の常時固定雇用である。調査研究を補助する職員の雇用と定めた使途基準にも反する。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
政務調査活動補助(給与・交通費)	4,445,556	
同上社会保険等	515,523	

③ 調査結果

会派職員は政務調査関係の会計、広報活動、研修活動と100%政務調査活動に従事しており、議会関係は党の担当が処理しているとのことであるので、常時固定雇用ではあるが、適正な支出と認められる。

(7) 小括

会議費のうち 85,874 円、資料購入費のうち 159,250 円、広報費のうち 10,550,800 円事務費のうち 566,969 円の合計 11,362,893 円が目的外支出である。

平成 17 年度

(1) 会議費 989,085 円

① 請求人の主張

政務調査以外の目的外支出。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
幹事会	41,025	昼食代(2回)
議員団総会	245,815	昼食代(6回)
〃	159,000	夜食代(1回)
政調役員会等	25,500	
健福専門部会 2件	58,390	昼食代(2回)
商労専門部会	36,340	昼食代
政調会	39,000	昼食代
会議用飲料水購入	345,000	議員団総会、幹事会、政調会等
飲料水購入	6,100	政調会視察用
茶葉購入	3,675	来客用
会議用コーヒー等	29,240	幹事会、政調会等

③ 調査結果

- イ. 昼食代はいずれも単価 1,575 円 (1,500 円) であり、適正な支出と認められる。
- ロ. 夜食代は、単価 3,000 円であるが、請求書によると、53 人分取っており、議員数 41 人分を超える 36,000 円は目的外支出である。
- ハ. その余の支出はいずれも適正と認められる。

(2) 資料購入費 902,670 円

① 請求人の主張

図書名不明、新聞。雑誌の定期購読は政務調査費目的外。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
新聞購読料	766,260	朝日新聞等購読料(12ヶ月分)
雑誌購読料	78,800	月刊「ガバナンス」等購読料

書籍購入	33,660	
その他	23,950	幹部職員録等

③ 調査結果

- イ. 人事通信購読料 150,000 円は、9 部分 135,000 円が目的外支出である。
- ロ. その他 23,950 円のうち府議団手帳購入 7,000 円は 19 冊分 6,650 円、幹部職員録 5 冊分 15,000 円は 4 冊分 12,000 円が目的外支出である。
- ハ. その他の支出はいずれも適正なものと認められる。

(3) 広報費 26,540,934 円

① 請求人の主張

内容不明、府の使途基準にも合致せず違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
広報紙発行経費	8,402,359	「府議団だより」制作費
広報紙発行経費	842,415	「府議団だより」データベース化
広報経費	236,250	会派記事制作委託 9本分
広報経費	560,700	会派ホームページ調整・運営委託
広報経費	4,555,700	「府議団だより」配布料 33人分
広報経費	8,720,100	会派記事掲載広報委託 29人分
広報経費	3,223,400	ホームページリンク広報委託 34人分

③ 調査結果

- イ. 府議団だより制作費、会派記事制作委託、会派ホームページ調整・運営委託費は平成16年度同様適正な支出と認められる。
- ロ. 「府議団だより」データベース化は紙媒体は傷み、色変わりするので府議団だよりをDVDとCDで保存するための費用であり、適正な支出と認められる。
- ハ. 府議団だより配布料33人分 4,555,700 円は、平成16年度と同様配布した905,500部に対する折込み代2,535,400円を超える2,020,300円は目的外支出である。

- ニ. 会派記事掲載広報委託29人分 8,720,100円は平成16年度と同様1人当たり125,000円を超える5,095,100円が目的外支出である。
- ホ. ホームページリンク広報委託32人分3,223,400円は相応する実費の支払いが認められず、全額目的外支出である。
- ハ. 収支報告書の広報費は26,540,934円となっているが、差額の10円は記載誤りとし、目的外支出である。

(4) 事務費 4,764,813円

① 請求人の主張

使途基準の調査研究に係る事務の遂行に必要な経費に合致せず違法。事務機器リース料は目的外。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(電話代・ファックス代12ヶ月分)	1,198,636	
通信費(電話代・ファックス代12ヶ月分)	12,632	
複写機リース料(12ヶ月分)	630,000	
複写機使用料(12ヶ月分)	1,055,828	
パソコンリース料(4ヶ月分)	168,840	
パソコン保守点検料	138,600	
事務用品購入(12ヶ月分)	972,081	
インターネット利用料(12ヶ月分)	65,465	
来客用茶菓子購入	71,026	
来客用茶葉購入	90,948	
来客用飲料水購入	51,000	
会派役員名刺印刷	97,650	
幹事長・政調会長机上名札作成	26,250	
控室女性用制服購入	62,842	
ウイルスソフト購入	8,820	

NHK受信料	14,910	
事務連絡用切手代	36,920	
その他(消耗品)	62,365	

③ 調査結果

- イ. 事務用品購入 972,081 円は、平成 16 年度で指摘したとおりの生活用品が購入されており、来客用茶菓や飲料水が別途計上されていることに照らし、その 1/2 を超える 486,040 円は目的外支出と認める。
- ロ. 茶菓子が来客接待用といえるか疑問であるが、不相当とまでは言えない。
- ハ. 会派役員名刺印刷 97,650 円、幹事長・政調会長机上名札作成 26,250 円は目的外支出である。
- ニ. その他の支出はいずれも適正と認められる。

(5) 人件費 5,350,070 円

① 請求人の主張

固定雇用の人件費は目的外。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
政務調査活動補助(給与・交通費)	161,000	
政務調査活動補助(給与・交通費)	4,614,000	
同上社会保険等	575,070	

③ 調査結果

平成 17 年 4 月から交代しており、4 月引継ぎを含め平成 16 年度と同様適正な支出と認められる。

(6) 小括

会議費のうち 36,000 円、資料購入費のうち 153,650 円、広報費のうち 10,338,810 円、事務費のうち 609,940 円の合計 11,138,400 円が目的外支出である。

民主党・無所属ネット大阪府議会議員団

平成 16 年度

(1) 会議費 829,582 円 (1,659,165 円の 1/2)

① 請求人の主張

勉強会の詳細不明。団総費用(食事代)は目的外支出。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
幹事団会、団総昼食代	34,125	
団総昼食代	66,150	
団総(本会議)昼食代	38,250	
団総・勉強会費用弁償	1,262,000	
政調勉強会昼食代	18,700	
政調会昼食代	141,336	
拡大政調会昼食代	61,049	
意見交換会費用	33,495	
政調部会準備会昼食代	4,060	

③ 調査結果

イ. 幹事団会、団総、拡大政調会、政調会の昼食代 363,670 円はいずれも単価 1,500 円(消費税別)であり、本件監査基準により適正と認められる。

ロ. 団総・勉強会費用弁償 1,262,000 円は一人 1 日 2,000 円の定額となっているが、政務調査は公務ではないから、議会の費用弁償や公務日当の基準によることは相当ではない。タクシーの使用が認められるのは、これを必要とする真にやむをえない事情があり、その領収証が提出された場合に限られる。資料によると、公費より費用弁償がされた場合や送迎付きの場合はいずれも対象外とされており、抑制的に支出されていることが窺われるが、実費弁償を原則とする以上、定額支給は不適切である。

平成 16 年度の延べ支給人数は 631 人であり、各人の各月の参加回数によって弁償額を確定すべきであるが、便宜提出を受けた所属議員 25 名の公共交通機関利用による往復交通費を平均すると 1,002 円であるから、墨田区と同様会派として定額支給することが許される適正な費用弁償は一人 1 回 1,000 円と認めるのが相当であり、これを超える支出は目的外支出である。そうすると、631 人分として 631,000 円が限度であり、これを超える 631,000 円は目的外支出である。

ハ. 意見交換会はホテルでの 6 名の朝食代(単価 1,500 円)と室料であり、適正な支出

と認められる。

(2) 資料作成費 1,441,069 円

① 請求人の主張

政務調査の目的外支出で違法。通常議員活動経費。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
府政報告印刷	139,650	
9月議会府政報告書作成費	534,210	
議会報告書用写真焼増代	84	
議会報告書印刷	767,125	

③ 調査結果

- イ. 府政報告、議会報告はいずれも会派が行う議会活動及び府政に関する政策等の広報活動と認められ、議会審議に必要な資料の作成には当たらないと思われるが、支出そのものは適正であると認められる。
- ロ. 議会報告書用写真焼増代 84 円は会派広報紙である府政報告の 1 ページ目下段に掲載する写真であり、個人が使用するものではなく、適切な支出と認められる。

(3) 資料購入費 675,750 円

① 請求人の主張

書籍名不明。新聞購読料は日常経費。目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
新聞購読料	442,966	産経、毎日、日経、朝日、読売、赤旗、大阪日日新聞、社会新報、人事通信、朝鮮時報購読料(12ヵ月分)
書籍購入	223,784	
書籍購入	9,000	幹部職員録購入

③ 調査結果

- イ. 新聞購読料は 442,966 円のうち、人事通信（単価 1,250 円）を 5 部ずつ購入しているが、5 部の必要性はなく、4 部分 60,000 円は目的外支出である。
- ロ. 幹部職員録 3 冊 9,000 円は 3 冊購入の必要性は認められず、2 冊分 6,000 円は目的外支出である。
- ハ. その他の書籍は勉強会用に各議員分として複数部購入したものもあるが、いずれも適正な支出と認められる。

(4) 広報費 10,646,000 円

① 請求人の主張

使途基準にも反し、政務調査費の目的外支出。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
会派ホームページ運営	946,000	
議会報告書発送	9,700,000	

③ 調査結果

- イ. 会派ホームページ運営に要する費用 946,000 円は月額 100,000 円を基本とし、若干高額にも思われるが、不適正とまでは言えない。
- ロ. 特別な制度として、議員団の広報紙「府政報告」を作成し、会派の活動を地元で広報してもらうため、議員に窓口になってもらい、これを各個人の封筒を使って支持者に対し、郵送してもらうため、80 円切手を 2,000 枚（各議員 160,000 円、総額 4,000,000 円）ないし、2,850 枚（各議員 228,000 円、総額 5,700,000 円）、現物で支給していることがある。これは会派に対する政務調査費の中から平成 16 年度で言えば、議員一人当たり年間 388,000 円相当の切手を現物支給していることになるが、各議員からその郵送実績についての報告書は徴収していない。議員一人当たり 10,000 人～20,000 人の支持者がおり、追加印刷もされていることから、2,000 部ないし 2,850 部は当然郵送している筈であり、経費は支給分を上回っているはずであると主張しているが、郵送されて郵券が全額費消されたとの資料はない。追加分を含め全体の配布一覧表の提出を求めたところ、平成 16 年 11 月は 4 名、平成 17 年 4 月は 6 名が追加印刷しているとの回答であった。そのため、全員がこれら支給された切手を指定どおりに費消しているとの確認はできないので、便宜 1/2 を費消しているものと認め、その余は適正に支出されたことが認められないものとして、目的外支出であると認める。従って、970 万円の 1/2 に当たる 485 万円は目的外支出である。

(5) 事務費 3,915,018 円

① 請求人の主張

備品購入など日常経費で政務調査費に合致せず違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
コピー機リース料(3台12ヵ月分)	660,618	
植木リース料(12ヵ月分)	63,000	
ファックス通信料(12ヵ月分)	99,357	
コピー代(12ヶ月分)	739,105	
飲料水、お茶他	204,059	
時刻表	14,775	
共通タクシー代	76,100	
写真焼増代	3,588	
飲料	479,540	
事務用品	536,755	
タクシーチケット印刷代	17,160	
デジタルカメラ カバー、フィルター	6,265	
カメラ電池	1,080	
非常勤嘱託員制服代	21,168	
団総室机購入	11,970	
〇〇協会会費	60,400	
喫煙テーブルリース	11,088	
トレー等購入	1,470	
郵便料	160	
コピー引取り輸送料	16,800	
「知事要望」郵送代	3,600	
NHK受信料	15,300	
たばこ空気洗浄機メンテナンス	17,200	
ゴム印代	840	
府政ノート代	1,080	
ICレコーダー購入	19,800	

市町村要望依頼送付郵送代	2,320	
非常勤職員事務服代	26,298	
茶菓子他雑品購入	315	
〇〇法律センター年会費	80,900	
知事提言送付料	3,800	
デジカメ用充電池購入	6,690	
空気清浄機フィルター代	6,700	
コピー用紙代	2,562	
幹事団会資料送付料	1,200	
サーバ運用費	315,400	
電気ストーブ	5,000	
HDD・DVD・ビデオレコーダー	79,800	
大型荷物運搬タクシー料金	1,370	
シュレッダー購入	300,385	

### ③ 調査結果

- イ. 時刻表 12,600 円は 5 月号から 4 月号まで毎月購入しているが、その必要性は認められず、年 2 回の限度の 2,100 円を適正と認め、その余の 10,500 円は目的外支出である。
- ロ. 共通タクシー代 76,100 円は、詳細不明であり、会派が行う調査研究にかかる事務の遂行に通常必要な経費とは認められず、目的外支出である。
- ハ. 〇〇協会会費 60,400 円は友好親善団体であり、政務調査との関連が疑問である上、会派として 5 口、1 ヶ月 5,000 円を支出しているが、仮に適正としても 1 口、1 ヶ月 1,000 円を限度とすべきであり、4 口分 48,400 円は目的外支出である。
- ニ. 〇〇法律センター年会費 80,900 円は、会派として各種相談を行っている団体に対する賛助会費であるが、使途基準に定める通常必要な事務費に当たるとは認められず、団費から賄われるべき性質のものであり、目的外支出である。
- ホ. その他の支出は調査研究に係る事務の遂行に通常必要な経費として適正と認められる。

### (6) 小括

会議費のうち 631,000 円、資料購入費のうち 66,000 円、広報費のうち 4,850,000 円、事務費のうち 215,900 円の合計 5,762,900 円が目的外支出である。

平成 17 年度

(1) 会議費 1,622,348 円

① 請求人の主張

目的外支出。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
団総昼食代	73,035	
商工労働部会勉強会会場 料他	25,313	
団総・勉強会費用弁償	1,524,000	

③ 調査結果

- イ. 団総昼食代 2 回分 73,035 円はいずれも適正な支出と認められる。
- ロ. 勉強会会場料ほかは議会外での会場費及びコーヒー代等であり、領収証に照らしても適正な支出と認められる。
- ハ. 団総、勉強会等費用弁償 1,524,000 円は延べ 762 名分であり、平成 16 年度と同様一人 1 日当り 1,000 円が適正であるから、762 名分として 762,000 円を超える 762,000 円は目的外支出である。

(2) 資料作成費 1,384,106 円

① 請求人の主張

議会活動費で目的外支出。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
議会報告書印刷	1,359,336	
府政報告印刷代	24,770	

③ 調査結果

府政報告書、議会報告書が使途基準で言う資料作成費に当るかは疑問があるが、議会活動及び府政に関する政策等の広報活動に要する経費として支出そのものは適正と認められる。

(3) 資料購入費 509,286 円

① 請求人の主張

書籍名不明、新聞購読料は通常経費。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
新聞購読料	407,366	産経、毎日、日経、朝日、読売、赤旗、大阪日日新聞、社会新報、人事通信購読料(12ヵ月分)
書籍購入	92,920	
書籍購入	9,000	「幹部職員録」3冊

③ 調査結果

- イ. 平成 16 年度と同様、人事通信 5 部購入代 75,000 円は 1 部分 15,000 円は適正であるが、その余の 60,000 円は目的外支出である。
- ロ. 幹部職員録 3 冊 9,000 円も同様に 2 冊 6,000 円が目的外支出である。
- ハ. その余の書籍はいずれも適正な支出と認められる。

(4) 広報費 10,791,819 円

① 請求人の主張

ホームページ運営は政務調査に合致せず、金額的にも疑問。議会報告書送付代は目的外支出。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
会派ホームページ運営	1,291,819	サーバー運用費
議会報告書発送	9,500,000	議会報告書郵送

③ 調査結果

- イ. ホームページに係る費用は、広報活動として適正な支出であると認められる。
- ロ. 平成 16 年同様議会報告書郵送代 9,500,000 円は 1/2 を超える 4,750,000 円は目的外支出である。

(5) 事務費 4,209,075 円

① 請求人の主張

詳細不明。備品購入代は目的外支出。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
コピー機リース代(3台12ヵ月分)	660,618	
植木リース代(12ヵ月分)	63,000	
ファックス通信料(12ヵ月分)	74,781	
コピー代(12ヵ月分)	783,848	
時刻表	3,150	
共通タクシー代	19,630	
翻訳ソフト	12,800	
お茶購入代	95,127	
会派海外行政視察現地コピー代	4,273	
派遣職員制服代	51,098	
飲料	490,644	
事務用品	814,981	
ゼロックス	5,040	
喫煙テーブルリース	11,088	
新聞かけ及びミニ金庫	4,460	
〇〇協会会費	60,800	
ワイヤレススピーカーマイク	69,500	
ノートパソコン購入	110,305	
たばこ空気洗浄機メンテナンス	17,600	
NHK受信料	15,300	
海外行政視察FAX通信料	30	
郵送料	11,435	
非常勤嘱託員等制服代	45,628	
ビニール袋	105	
ガスファンヒーター	71,700	
空気清浄機フィルター代	13,545	

タクシーチケット印刷代	9,479	
のりパネ	8,190	
鉛筆キャップ	420	
〇〇法律センター賛助会費	80,400	
会計事務委託費	600,100	

③ 調査結果

- イ. 時刻表は平成 16 年度と同様 3 冊分のうち 2 冊分 2,100 円は目的外支出である。
- ロ. 共通タクシー代 19,630 円、タクシーチケット印刷代 9,479 円、〇〇法律センター賛助会費 80,400 円は目的外支出である。
- ハ. 〇〇協会会費 5 口 60,800 円は 4 口分 48,800 円が目的外支出である。
- ニ. 会計事務委託費 600,100 円は民主党大阪府総支部連合会に大阪府政務調査費及び団費に関する会計業務を月額 50,000 円で委託し、職員の派遣を受けたもので、委託契約書もあり、業務報告書も提出されているが、1 ヶ月 1 時間で年間 12 時間の従事時間で、時給に換算して 5 万円と極めて高額であるうえ、団費の会計業務も委託している。従って、政務調査費の会計の年間従事数とすれば 1/2 の 6 時間と認められるから、1 時間 1 万円としても 6 万円が適正であり、これを超える 540,100 円は目的外支出である。
- ホ. その他の支出は会派の事務遂行のために通常必要なものと認められる。

(6) 小括

会議費のうち 762,000 円、資料購入費のうち 66,000 円、広報費のうち 4,750,000 円、事務費のうち 700,509 円の合計 6,278,509 円が目的外支出である。

公明党大阪府議会議員団

平成 16 年度

(1) 会議費 1,647,819 円 (3,295,638 円の 1/2)

① 請求人の主張

議員団総会費用は使途基準で目的外支出。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
議員研修会①	888,523	府庁公明控室
政策調整会議	414,337	他団体との政策協議
府政意見交換会①	1,168,935	識者等との意見交換
政調部会	153,876	府庁公明控室
議員研修会②	462,418	福祉施策、観光立都他
府政意見交換会②	31,500	識者との意見交換、治安問題
近畿議員交流フォーラム・参加費	70,000	
府政意見交換会③	5,250	識者との意見交換の会費
市民との意見聴取会議	100,799	府政一般

③ 調査結果

- イ. 議員研修会①の 888,523 円は、いずれも昼食代であり、その単価は 1,500 円程度であり、本件監査基準では適正な支出と認められる。
- ロ. 議員研修会②462,418 円の会合は、飲食を伴う会合であるから、本件監査基準により 1 人当たり 5,000 円を超える 212,418 円が目的外支出である。
- ハ. 政策調整会議 414,337 円の会合については、1 人当たり 5,000 円を超える部分 224,337 円が目的外支出である。
- ニ. 府政意見交換会①の会合については、1 人当たり 5,000 円を超える部分 828,935 円が目的外支出である。
- ホ. 市民との意見聴取会議は、1 人 5,000 円を超える部分 20,799 円が目的外支出である。
- ヘ. 政調部会 153,876 円は昼食費、飲み物代等であり、金額に照らし、適正と認められる。

(2) 資料作成費 4,481,245 円

① 請求人の主張

詳細不明、要望書は使途基準に合致せず、目的外支出。金額も社会通念上異常に多額。

## ② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
各種団体会合の参加奨励費	920,000	
部会参加協力費	1,150,000	4部会 @5,000×23名×10
印刷代	80,000	施策レポート
資料作成費、耐震、防災、危機管理	609,040	関東地域自治体情報、総務部会
府政意見交換会	460,000	補助金 @10,000×23名×2
印刷費	44,100	政策立案書作成
印刷代	14,280	府民相談カード
印刷代	42,000	部会報告冊子
ヨーロッパ行政視察補助	600,000	6名
資料作成費	185,010	議会報告誌
政策立案作成	119,700	印刷
印刷・製本代	257,115	政策立案

## ③ 調査結果

4. 各種団体への参加奨励費 920,000 円は、大阪府単位、各市町村単位の各種団体の意見を聴取したり、情報を収集するなどして、府政に反映させるため、会派として各議員に対し、各種団体の会合への参加を指示し奨励しており、そのような各種団体の意見交換会への参加のための実費の一部を最低補助するため、1 団体 1 万円、4 団体分として 4 万円を支給しているというのであるが、このような支出が使途基準に定める資料作成費に当たらないことは明白である。調査研究費に相当するか否かであるが、調査研究費は会派が行う府の事務及び行財政に関する調査研究ならびに調査委託に要する経費であるが、各議員から提出された各種団体会合への参加状況を見ると、総会、大会、新年会、食事会、懇親会が多く、確かに懇談にはなるが、勉強会、研修会といった府の事務及び行財政に関する「調査研究」と言えるか疑問がある会合が多いといわざるをえない。

このような実情と、定額で 4 万円支給で精算を要しないことから、調査研究に資する程度としては 1/4 の 10,000 円、合計で 230,000 円が相当であり、その余の 690,000 円は目的外支出と認める。

- ロ. 部会参加協力費 1,150,000 円は 7 月、1 月を除く 10 ヶ月間に 1 ヶ月 5,000 円、政調会の部会に参加する交通費として 1 回当たり 1,000 円、月 4.5 回分として 5,000 円を定額支給しているというのであり、提出された政調部会（分科会）開催状況によると 4 月から 3 月まで相当数の部会が開催されていることが認められる。各人の一律定額支給には疑問はあるが、調査研究費としてその支出が不適切とまでは言えない。
- ハ. 府政意見交換会補助金 460,000 円は、会派で地元行政市・区の首長クラスとの意見交換、情報収集を活発にするよう指示しており、その指示に基づき、地元において幹部や地域役員団体等と意見交換会を実施しているもので、1 回当たり 10,000 円、年 2 回として 20,000 円を支給している。その提出された報告書によると概ね 4 回以上府政に関係するテーマで意見交換会を実施しているものと認められ、その金額に照らし、会派の調査研究に資する費用として適正な支出と認められる。
- ニ. 資料作成費（耐震、防災、危機管理）609,040 円は公明党本部で行われた関東地域の耐震・防震にたいする危機管理対策や新宿区等の防災対策の状況について大阪府庁舎や府立学校の危機管理対策の参考にするため、議員全員に新幹線のチケットを会派で購入し、支給したものであり、会派が行う調査研究もしくは研修会への参加に要する経費として適正な支出と認められる。
- ホ. ヨーロッパ行政視察補助 600,000 円は大阪府議会ヨーロッパ行政調査団として平成 16 年 10 月 31 日から 11 月 8 日までの間、地方分権、産学連携、食の安全、教育等の問題に関し、イギリス、フランス、オランダを視察した際、公明党議員団から参加した 6 名の議会に支払う個人負担金 1 名当たり 10 万円を会派から支出したものである。会派を代表して会派の指示に基づき参加したものであるから、資料作成費に当るかは疑問であるが、会派が行う府の行財政に関する調査研究費として、適正な支出と認められる。
- ヘ. 印刷代の、施策レポート、政策立案書作成、部会報告冊子、議会報告誌、政策立案作成、政策立案の印刷・製本代はいずれも領収証ないし振込書がある。政策立案書は公明会派の政策提案をまとめたもので、7 月、11 月に発行し、府庁内、府議会事務局、他会派、市町村に配布しており、適正な支出と認められる。施策レポート、部会報告冊子も議会審議に必要な資料と思われる。  
議会報告誌は資料作成費に当るか疑問があるが、支出そのものは不適切とはいえない。
- ト. 府民相談カード 14,280 円は、控室当番議員が相談内容を記録し、バインダーに保存するためのカードであり、議会審議に必要な資料を作成するために要する経費である資料作成費に当るか疑問があり、目的外支出である。

(3) 資料購入費 3,167,045 円

① 請求人の主張

図書名不明、新聞雑誌購読料は目的外支出。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
中外日報等購読料	746,435	
公明新聞等購読料	711,470	
追録代	45,990	
部会運営補助(4部会)	800,000	資料情報収集補助
トラスト資料代	10,000	
書籍購入代(定期刊行物)	174,319	
職員録購入代	30,000	
印刷代(府政ノート)	16,200	
〇〇議連会費補助	60,000	6名分 @10,000
書籍購入代	11,631	
〇〇議連会費補助	230,000	23名分 @10,000
〇〇議連会費補助	55,000	5名分 @11,000
〇〇議連会費補助	276,000	23名分 @12,000

③ 調査結果

- イ. 公明新聞等購読料は、聖教新聞（定価 1,880 円、4 月、5 月は 31 部、6 月以降は 12 部）、公明新聞（定価 1,835 円、4 月、5 月は 19 部、6 月以降は 12 部）、同日曜版（定価 285 円、19 部）、公明グラフ（定価 200 円、6 月、9 月、12 月、3 月に 18 部ずつ）の購読料である。会派の行う調査研究のために複数部の、しかも会派に関係する新聞が通常必要とは認められない。従って、各紙につき、聖教新聞は 1 部が相当であるから、342,160 円のうち 22,560 円を超える 319,600 円、公明新聞は保存、切り抜き用として 289,930 円のうち 2 部が相当であるから 44,040 円を超える 245,890 円、日曜版は 1 部が相当であるから 64,980 円のうち 3,420 円を超える 61,560 円、公明グラフも 1 部が相当であるから 14,400 円のうち 800 円を越える 13,600 円の合計 640,650 円が目的外支出である。
- ロ. 部会運営補助（4 部会）800,000 円は総務・警察、教育文化・健康福祉、商工労働・企業水道、環境農林・土木建築の 4 部会に対し、年 4 回の定例議会前に代表質問等の原案となる政策等を各部会にまとめるよう指示しており、その際の府の担当部局、府教委、教職員組合等と主として飲食しつつ意見交換、意見聴取することに要する費用のうち部会員負担部分を補助するため、部会長に対し、1 回当たり 50,000 円を 5 月、9 月、12 月、2 月に定額支給したものであり、各部会とも 8～10 回意見交換や

視察を行っており、その際の交通費や食事代に 200,000 円程度を支出していることが認められる。飲食を伴っており、テーマも府の事務や行財政に関するもので、その費用も 1 人 5,000 円程度であり、部会員の食事代の負担として概ね適正な支出と認められる。

ハ. 職員録購入代 30,000 円（1 冊 3,000 円、10 冊）、府政ノート購入代 16,200 円（1 冊 540 円、30 冊）は、複数部の必要性が認められず、9 冊分の 27,000 円、29 冊分の 15,660 円は目的外支出である。

ニ. 4 つの議連会費補助 57 名分 621,000 円は、会派として、大阪府政や府民と関係の深い 4 カ国の各議員連盟に所属し、会合や研修等に積極的に参加するよう指示し奨励しているというのであるが、いずれも規約によると、府議会議員としての立場で友好親善を一層促進することを目的としており、連盟それ自体が調査研究を目的とする団体ではない。活動内容をみても、〇〇友好親善議員連盟が各年 1 回後援会・懇談会を開催する他はレセプション、総会、忘年会、懇談会、祝賀晩餐会等親善友好が主で、調査研究団体と認めるのは困難である。従って、議員が個人としての立場で加盟している親善議員連盟に対する会費の補助 621,000 円全額が目的外支出である。

ホ. 新聞等購読料のうち人事通信購読料 75,000 円は 5 部の代金であるが、そのうち 4 部分 60,000 円の必要性は認められず、目的外支出である。

ヘ. 追録代 45,990 円は適正な支出と認められる。

ト. 書籍購入代のうち定期刊行物 174,319 円は、サンデー毎日、週刊朝日等の週刊誌、月刊誌の購読料であり、不適正とは言えない。

会派のための書籍購入は調査研究のために必要な図書として書籍名と必要性が説明されなければならないところ、小さな金額ではあるが、書籍代 11,631 円は詳細不明であり、目的外支出と認める。

チ. その余の購入はいずれも適正な支出と認められる。

#### (4) 広報費 2,044,050 円

##### ① 請求人の主張

内容不明、府の使途基準にも合致せず違法。

##### ② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
街頭等広報活動実費弁償	1,288,000	
商労企水部会視察 5人	535,870	沖縄バイオテクノロジーセンター
旅費(東京)	203,680	府政策を国へ 於都道府県

		会館4名
切手代	16,500	

③ 調査結果

イ. 街頭等広報活動実費弁償 1,288,000 円は様々な意見を府政に反映させるため、意見聴取の前提として、街頭での府政の広報活動を指示し奨励している。議員は 3,4 人の補助者を伴い、早朝駅前や商店街で 15 分～30 分程度広報活動を行っており、平均月 2 回、8 月と 2 月は 4 回として年間 28 回分、1 回 2,000 円を全議員に支給しているというのであり、提出された資料によると各議員は駅前を中心として 28 回を超える回数の街頭広報活動を行っていることが認められる。しかしながら、本来議員にも広報活動に要する経費として広報費の支出が認められており、街頭広報活動に要する経費として議員個人の広報費として計上している議員もいる。1 回当りのパーキング代、マイク用の電池等の消耗品購入代、茶代等の費用がかかるため、実費として 1 回 2,000 円を補助しているというが、1 回当り、具体的にどのような費用を支出したのか明らかにされておらず、定額補助は問題である。

そこで、議員個人の広報活動の面もあることを考慮し、1/2 に当る 644,000 円を超える 644,000 円は会派としての目的外支出である。

ロ. 商工労働・企業水道部会による沖縄バイオテクノロジーセンター等視察 535,870 円は、産官学連携等による健康バイオ等に特化した研究開発や新商品の製品化につなげる実証開発等の事業についてバイオテクノロジーセンターを視察し、翌日名護市マルチメディア館において、ベンチャー企業誘致育成や人材育成事業につき説明を受け、施設見学及び意見交換を行ったもので、適正な支出である。

ハ. 旅費（東京）206,380 円は、知事等と共に都道府県会館において公明党大阪府本部所属国会議員と会談し、警察官増員問題、三位一体改革等の政策について要望するとともに国の施策についての方針や意見を聴取し、議論した際の旅費であり、適正な支出と認められる。

ニ. 切手代 16,500 円は詳細不明であるが、金額に照らしても相当な支出と認められる。

(5) 事務費 8,736,470 円

① 請求人の主張

使途基準の調査研究に係る事務の遂行に必要な経費に合致せず違法。事務機器リース料は目的外。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
パソコン使用料	162,540	リース代

飲料水購入代	1,311,389	
ウォーター	120,000	会派控室
高速代	1,142,000	会派議員に支給
コピー機使用料	236,880	リース代
印刷機及びFAX使用料	428,400	リース代
FAX通信費	192,078	通話費
事務用品購入	175,158	事務消耗品
事務費①(弁当代とりまとめ)	2,184,300	
印刷代	3,197	プリンターインク代
政務調査費戻入分	3,994	不足分立て替え
コピー機使用料	679,598	コピー料金
制服代	193,123	調査事務作業着代
事務費②	369,000	他団体との政策協議等
PC周辺機器代	7,140	
カラープリンター修理代	36,750	
パソコン用メモリー代	7,140	
パソコンソフト代	5,780	
電池代	820	
フォト強光沢紙他購入代	7,455	
トナーカートリッジ外	66,150	
パソコン代	110,000	会派控室
NHK放送受信料	25,520	
トナー購入代	67,050	
物品購入(封筒)	1,470	
物品購入(文具)	6,380	
印刷代(議会手帳)	24,500	
ホームページ作成代等	424,500	
ソフト購入代	30,300	
茶菓代	87,360	
コピー機使用料	272,568	リース代
消耗品代	224,150	パソコン代
追録代	8,880	
チケット代 12席分	120,900	文化講演事業調査(兵庫)

③ 調査結果

- イ. 飲料水購入代 1,311,389 円、ウォーター120,000 円の合計 1,431,389 円は頻繁に購入されており、金額も多額である。その中には、コピー用紙等事務費も含まれているが、不適切な支出も認められる。会合が頻繁に行われていることを考慮しても、議員数も勘案し、会派の政務調査費からの事務費の支出としてはその 2/3 に当る 954,259 円が適正な限度であり、これを超える 477,130 円は目的外支出と認める。
- ロ. 高速代 1,142,000 円は、会派で高速回数券を購入し、幹事団のうち特定の議員 6 名に対し現物で支給したというのであるのであるが、使用状況の詳細不明であるうえ、その必要性和相当性を認めることが困難であり、全額目的外支出と認める。
- ハ. 事務費①は弁当代取りまとめが含まれている。概ね単価 1,500 円であるが、領収証（請求書）の中で、人数が明記され、明らかに 1,500 円を超えると認められる弁当代は本件監査基準により 1,500 円（消費税が入っている部分は 1,575 円）を超える部分は不適切であり、234,635 円が目的外支出である。また、66,300 円は、本会議終了後団総会を開催し、夕食及び夜食兼用として支給したというのであるが、本会議開催日については議会から費用弁償がなされており、団総会ではあっても、弁当代を支給することは目的外支出である。また、弁当代の中に薬代と思われる 109,380 円が支出されており、目的外支出である。
- ニ. 事務費②は、他団体との政策協議費用、識者との意見交換会費用が含まれている。いずれも 1 回 1 名 5,000 円を超える部分は本件監査基準により目的外支出であり、計 144,000 円が目的外支出である。
- ホ. 議会手帳 24,500 円（1 冊 350 円、70 冊）は詳細不明であり、1 冊分を超える 24,150 円は目的外支出である。
- ヘ. チケット代 12 席分 120,900 円は、資料の提出を受けたが、政務調査との関連性は認められず、目的外支出と認める。
- ト. その余の支出は概ね適正と認められる。

(6) 人件費 3,870,000 円

① 請求人の主張

会派の常時固定雇用である。調査研究を補助する職員の雇用と定めた使途基準にも反する。

② 使途内容 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
府庁当番実費弁償	1,987,200	府庁からの公聴 @1800
サーバー運用費	1,882,800	

③ 調査結果

イ. 府庁当番実費弁償 1,987,200 円は、公明党では府政に関する様々な意見、要望、相談ごとを直接府民から聴取する目的のもと、府庁において当番体制をとって相談を行っており、議員は基本的に週 1 回担当することになっており、午前 10 時から午後 5 時まで府庁控室で相談を受けている。その交通費と来客用茶代として 1 回当たり、1,800 円を各議員 48 回、23 人で 1,987,200 円を支出したというものであるが、使途基準における人件費は会派が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費であり、所属議員に対する手当での支払いは人件費として目的外である。広報費も使途基準では会派が行う議会活動及び府政に関する政策等の広報活動に要する経費であり、控室での聴取が広報活動に当たるとするのは困難である。もっとも会派の調査活動基盤の充実強化につながるものと言えない訳ではなく、直接使途基準の項目に当てはまるわけではないが、政務調査費の交付目的に全く反するとも言えない。

なお、来客用茶代については公明党は前記事務費のとおり十分に会派として色々な飲料、お菓子等購入しており、これとは別途来客用茶代を会派として支給する必要性と相当性は認めがたい。

そこで、実費弁償を原則とする政務調査費の基本理念に照らし、提供を受けて公共交通機関を利用した場合の各議員の交通費を平均すると約 921 円であるので、1 回 1,000 円の限度で適正な支出と認め、これを超える 883,200 円は目的外支出である。

ロ. サーバー運用費 1,882,800 円は月額 15 万円で高額と思われなくてもないが、請求書もあり、適正な支出と認められる。

#### (7) 小括

会議費のうち 1,286,489 円、資料作成費のうち 704,280 円、資料購入費のうち 1,375,941 円、広報費のうち 644,000 円、事務費のうち 2,318,495 円、人件費のうち 883,200 円の合計 7,212,405 円が目的外支出である。

平成 17 年度

(1) 会議費 2,499,813 円 (4,999,626 円の 1/2)

① 請求人の主張

政務調査勉強会以外は目的外支出。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
議員研修会①	612,324	府庁議員団室
政策調整会議	491,285	識者との協議、議案
政調部会	18,780	府庁議員団室
府政意見交換会	1,148,378	識者との意見交換
政調会	477,185	府庁議員団室
議員研修会②	5,475	府議公会館
議員研修会③	2,246,199	識者との意見交換

③ 調査結果

- イ. 議員研修会①612,324 円は、府庁議員団室で行われ、大半は単価 1,500 円程度の昼食代であり、本件監査基準では適正な支出と認められるが、5 月 30 日の 103,226 円は、注文ミスとのことであるが、本会議終了後の団総会時の夕食及び夜食として支給したとの説明がなされており、当日は別途費用弁償がなされていることから適切な支給とは言えない。
- ロ. 議員研修会③の会合は、いずれも 1 人当たり 5,000 円を超える会合であり、計 1,459,239 円が目的外支出である。
- ハ. 政策調整会議の会合も、いずれも 1 人当たり 5,000 円を超える会合であり 3 人で計 326,285 円が目的外支出である。
- ニ. 府政意見交換会にも 1 人当たり 5,000 円を超える会合が含まれており、計 817,878 円が目的外支出である。
- ホ. 政調会 477,185 円については、請求書から明らかに単価が 1,500 円 (1,575 円) を超える昼食代計 154,775 円が目的外支出である。
- ヘ. 議員研修会②5,475 円、政調部会 18,780 円は適正な支出と認められる。

(2) 資料作成費 2,976,855 円

① 請求人の主張

詳細不明。要望書は政務調査費に合致せず目的外支出。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
職員録	2,800	
部会参加協力費	1,150,000	4部会 @5,000×23名
部会運営補助(4部会)	800,000	資料情報収集補助
政策立案作成費	160,455	
資料作成費	358,000	視察報告資料冊子
アメリカ行政視察補助	400,000	
資料作成代	105,600	施策冊子

### ③ 調査結果

- イ. 部会参加協力費 1,150,000 円は平成 16 年度と同様不適切な支出とまでは言えない。
- ロ. 部会分営補助（4 部会）800,000 円も平成 16 年度同様概ね適正な支出と認められる。
- ハ. 政策立案作成費、視察報告資料冊子、施策冊子はいずれも適正な支出と認められる。
- ニ. アメリカ行政視察補助 400,000 円は、そのうち 200,000 円は、大阪府議会米国行政調査で 11 月 6 日～11 月 13 日までシカゴ、ニューヨーク、ボストンを視察した際、公明党から参加した議員 2 名の負担金 200,000 円を会派で負担したもので、適正な支出と認められる。残る 200,000 円は 7 月 24 日～7 月 31 日まで大阪府議会欧州行政調査でウィーン、プラハ、ミュンヘンを視察した際、公明党から参加した議員の通訳料等の支出であるが、1 人当たり 5,000 円を超える飲食代 41,000 円は目的外支出というべきである。

### (3) 資料購入費 1,720,011 円

#### ① 請求人の主張

書籍名不明。新聞、雑誌購入代は目的外支出。

#### ② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
書籍購入代	374,533	
追録代	57,940	
社会新報等購読料	673,198	
公明新聞購読料	614,340	

### ③ 調査結果

- イ. 公明新聞当購読料 614,340 円は聖教新聞（定価 1,880 円、12 部）、公明新聞（定価 1,835 円、12 部）、同日曜版（定価 285 円、19 部）、公明グラフ（定価 200 円、18

部、6月、9月、12月、3月)の支払いであり、平成16年度と同様に聖教新聞については270,720円のうち1部代22,560円を超える248,160円、公明新聞については264,240円のうち2部代44,040円を超える220,200円、日曜版については64,980円のうち1部代3,420円を越える61,560円、公明グラフは14,400円のうち1部代800円を越える13,600円の543,520円が目的外支出である。

- ロ. その他の新聞購読料のうち、人事通信購読料75,000円は平成16年度と同様5部のうち4部分60,000円は目的外支出である。
- ハ. その他の支出は概ね適正な支出と認められる。

(4) 広報費 9,163,530円

① 請求人の主張

目的外支出。金額的にも疑問。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
街頭等広報活動実費弁償	1,288,000	23名
府庁当番実費弁償	2,300,000	23名 府民公聴
議員団視察	180,180	府大、堺泉北港バス代
政治懇談会	30,000	参加費3名、意見聴取
サーバー運用費	1,893,600	
政調部会	15,000	
行政視察8/10～11 11名	599,160	富山県教委、中学生職場体験
行政視察8/8～9 10名	1,249,240	北海道庁、道州制特区構想
電報代(手数料含む)	370	
〇〇議連会費補助	60,000	6名分 10,000円
伝統芸能振興会	15,000	セミナー参加費5名
国会議員との意見交換(東京旅費)	203,680	府政策を国へ 於都道府県会館4名
行政視察 12/19～20 14名	721,000	石川県サイエンスパーク、金沢市
大阪府〇〇士交歓会	10,000	会費
〇〇協会・〇〇協会交歓会	10,000	会費
議長・副議長との懇談	10,000	会費

〇〇議連会費補助	230,000	23名 @10,000円
会派視察昼食代	14,700	岬町土取り跡地
〇〇議連会費補助	55,000	5名分
〇〇議連会費補助	276,000	23名分 @12,000円
郵便料金	2,600	

### ③ 調査結果

- イ. 街頭等広報活動実費弁償 1,288,000 円は平成 16 年度と同様 1/2 である 644,000 円を超える 644,000 円は目的外支出である。
- ロ. 府庁当番実費補助 2,300,000 円は平成 17 年度は 1 回 2,000 円に増額し、年間 50 回として支給したが、平成 16 年度と同様 1 回 1,000 円を限度とすべきであるから、1,150,000 円を超える 1,150,000 円が目的外支出である。
- ハ. 府大、堺泉北港バス代 180,180 円のうち 168,000 円は 23 名分 115,000 円を超える 53,000 円は目的外支出である。
- ニ. 政治懇談会 3 名、30,000 円は、意見交換の機会があっても政務調査研究活動として認められず、会派としての交際費であり、団費で賄われるべきものである。
- ホ. サーバー運用費 1,893,600 円は平成 16 年度と同様適正な支出と認められる。
- ヘ. 政調部会 7 月 19 日 15,000 円は詳細不明で領収証の提出もなく、平成 17 年度政調部会開催状況一覧表にも記載されていないので、目的外支出である。
- ト. 8 月 10 日～11 日の富山県教委行政視察は 11 名で 599,160 円、8 月 8 日～9 日の北海道庁行政視察 10 名で 1,249,240 円については、北海道庁の予定者のうち 3 名がキャンセルし、衆議院が解散されたため、富山県視察は全員がキャンセルし、キャンセル料が 2 件合わせて 295,880 円発生した。その後、12 月 19 日～12 月 20 日に石川県サイエンスパーク、金沢 21 世紀美術館に北海道のキャンセル組 3 名と富山県の視察予定者 11 名の 14 名で視察に出かけ、その間に 666,020 円の余剰が生じたから、この金額は返還されるべきものである。その他にキャンセルに合理的な理由はなく、視察していない以上政務調査費からキャンセル料を支出することは許されず、キャンセル料 295,880 円も返還されるべきである。
- チ. 電報代 370 円は慶弔用であり、団費で賄われるべきもので、目的外支出である。
- リ. 4 つの議連会費補助 57 名分 621,000 は平成 16 年度と同様 621,000 円全額が目的外支出である。
- ル. 伝統芸能振興会セミナー参加費 5 名 15,000 円は広報費としては疑問であるが、金額に照らし、不適切とまでは言えない。
- ロ. 国会議員との意見交換（東京旅費）203,680 円は、平成 16 年 5 月 21 日と全く同一であり、適正な支出である。
- ヲ. 大阪府〇〇士交歓会会費 10,000 円、〇〇協会・〇〇協会交歓会 10,000 円は新年に

おける会派としての交際活動であり、団費で賄われるべきものである。

リ. 議長・副議長との懇談会費 10,000 円も議会運営面での懇談と思われ、会派としての交際活動と認められ、目的外支出である。

カ. 2月16日の岬町土取り跡地視察昼食代 14,700 円は、日程上適切な支出である。

コ. 郵便料金 2,600 円は適正な支出と認められる。

(5) 事務費 6,547,486 円

① 請求人の主張

詳細不明。備品購入代は目的外支出。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
ソフト購入	51,969	会派控室
飲料水代	1,217,004	会派控室
ウォーター代	58,040	会派控室
茶菓代	34,426	会派控室
事務用品代	96,131	
コピー機使用料	236,880	リース代
印刷機及びFAX使用料	379,470	リース代
FAX通信料	176,965	通話料
制服代	75,472	調査事務員作業着代
コピー機使用料	1,227,657	コピー料金
弁当代	1,751,000	
パソコン及びプリンター使用料	54,180	リース代
カラープリンターユニット代	25,200	
パソコン用品	49,200	
府幹部職員録	30,000	
府政ノート購入代	37,800	
みどりのトラスト協会会費	10,000	
NHK放送受信料	25,520	
パソコン再リース代	27,090	リース代
ハガキ購入代	1,500	
印刷機及び複写機使用料	26,355	
消耗品代等購入	615,240	

印刷機消耗品購入代	66,750	
書籍購入	29,720	
通信費	1,310	
デジカメ周辺機	3,000	
議会手帳	24,500	
切手代	26,000	
封筒代	630	
ゴム印作成	3,255	
パソコン器具購入	29,600	
印刷機トナー購入	134,100	
電報代(手数料含む)	9,790	
パネル代	1,732	
収入印紙代	10,000	

### ③ 調査結果

- イ. 飲料水代 1,217,004 円、ウォーター代 58,040 円の合計 1,275,044 円は金額が多い上、平成 16 年度と同様、不適切な支出が含まれているので、平成 16 年度と同様に 2/3 の 850,029 円の限度で適正と認め、これを超える 425,015 円は目的外支出である。
- ロ. 弁当代 1,751,000 円のうち、443,770 円は、本会議終了後の団総会における夕食や夜食であり、別途議会出席による費用弁償を受けていることに照らし、全額が不適切な支出である。  
また、領収証、請求書から単価 1,500 円 (1,575 円) を超えている弁当代のうち計 125,998 円が目的外支出である。
- ハ. 府幹部職員録 30,000 円 (1 冊 3,000 円、10 冊分)、府政ノート 37,800 円 (1 冊 540 円、70 冊分)、議会手帳 24,500 円 (1 冊 350 円、70 冊分) はいずれも 1 冊分を除き、88,410 円が目的外支出である。
- ニ. 資料購入費に計上されず、事務費に計上されている書籍 29,720 円は、書籍名が明らかにされた 11 月 16 日の 2,800 円を除き、26,920 円が目的外支出である。
- ホ. 電報代 9,790 円は慶弔費であり、全額目的外支出である。
- ヘ. その他の支出はいずれも適正と認められる。

### (6) 事務所費 463,900 円

#### ① 請求人の主張

政務調査に無関係。目的外支出。

#### ② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
事務所修繕費	463,900	

③ 調査結果

事務所修繕費と記載され、誤解を与えるが、迷惑メールを防止するための会派のサーバーの対策ソフト費用であり、請求書、領収証も提出されており、適正な支出と認められる。

(7) 小括

会議費のうち 2,861,403 円、資料作成費のうち 41,000 円、資料購入費のうち 603,520 円、広報費のうち 3,505,270 円、事務費のうち 1,119,903 円の合計 8,131,096 円が目的外支出である。

大阪府議会主権おおさか

平成 16 年度

(1) 会議費 340,470 円

① 請求人の主張

議員団総会は使途基準違反。

② 使途内容

使途内容等	金額 (円)	備考
議員団総会等	331,020	会派控室、費用弁償
議員団総会	9,450	飲み物代

③ 調査結果

- イ. 会派の政務調査費による費用弁償の対象となる政務調査活動は会派としての公式行事である議員団総会、勉強会、政調会などに限定し、議会の公式行事と重なった場合は支給しないものとし、従前は本会議等の費用弁償に準じた形で選挙区毎に 7,000 円、9,000 円、12,000 円、15,000 円の 4 区分により支給していた方式を改め、平成 16 年 5 月以降、議員事務所の最寄り駅から府庁まで公共交通機関を利用した場合の往復運賃に府の職員に準拠して雑費 200 円を加算することとし、これにより運用している。

費用弁償 331,020 円はいずれも新しい実費積算方式により算出され、支給されたものであり、適正な支出と認められる。

- ロ. 議員団総会の飲み物代 9,450 円は議員団総会の際のコーヒー代であり、適正な支出と認められる。

(2) 資料作成費 440,668 円

① 請求人の主張

通常活動費。使途基準違反。

② 使途内容

使途内容等	金額 (円)	備考
資料印刷費	12,558	勉強会資料印刷代
資料印刷費	148,110	知事要望書
資料印刷費	280,000	資料印刷

③ 調査結果

資料作成費は勉強会資料印刷代、知事要望書印刷代であり、いずれも適正な支出と

認められる。

(3) 資料購入費 794,212 円

① 請求人の主張

新聞購読料は目的外支出。

② 使途内容

使途内容等	金額 (円)	備考
新聞購読料	235,137	読売、朝日、日日 (12 ヶ月分) 産経、毎日、日経 (9 ヶ月分) 新聞購読料
書籍購入	559,075	地図・旅行ガイド

③ 調査結果

- イ. 新聞購読料は、政務調査のために必要がないとは言えず、支出は適正と認められる。
- ロ. 書籍も、いずれも提出 資料により書籍名が明示され、概ね適正な支出と認められる。

(4) 広報費 210,000 円

① 請求人の主張

詳細不明、政務調査費の目的外支出。

②使途内容

使途内容等	金額 (円)	備考
会派広報経費	210,000	ニュージーランド報告書印刷

③ 調査結果

ニュージーランド報告書印刷 210,000 円は、公務員制度改革の失敗例を視察した会派としての行政視察の報告書印刷代であり、適正な支出と認められる。

(5) 事務費 2,148,511 円

① 請求人の主張

政務調査費の目的外支出、府規程の使途基準違反。

② 使途内容

使途内容等	金額 (円)	備考
-------	--------	----

リース料（コピー11ヶ月）	395,790	
リース料（コピー12ヵ月分）	252,000	
カウンター代（コピー10ヵ月分）	297,222	
カウンター代（コピー4ヵ月分）	12,884	
通信費（ファックス代10ヵ月分）	69,915	
事務用品（領収書 他）購入代	12,375	
事務用品（デスクマット 他）購入代	4,636	
嘱託員制服	33,264	
事務用品（ポストイット 他）購入代	8,378	
事務用品（新聞バサミ）購入代	6,930	
事務用品（プラ画鋏他）購入代	4,468	
事務用品（パソコン関連機器）購入代	34,883	
備品（テーブル、椅子）購入代	125,055	
事務用品（カラープリンタ用 提携封筒 他）購入代	5,007	
事務用品（ホワイトボードマーカー他）購入代	2,804	
事務用品（パソコンソフト 他）購入代	14,379	
事務用品（ファイル 他）購入代	3,160	
事務用品（コマンドフック 他）購入代	43,007	
ステープラハリ（コピー用）	4,632	
事務用品（クリアホルダー	6,348	

他) 購入代		
事務用品 (封筒 他) 購入代	3,115	
事務用品 (クラフト保存袋 他) 購入代	8,246	
事務用品 (ゼムクリップ 他) 購入代	15,367	
事務用品 (オフィスペーパー 他) 購入代	1,596	
事務用品購入代	2,300	
切手代	1,830	
事務用品 (トナーカートリッ ジ他) 購入代	85,571	
事務用品 (パソコン関連用 品) 購入代	580	
備品 (パソコン) 購入代	610,100	
事務用品 (テプラ用テープカ ートリッジ他) 購入代	36,809	
切手代	160	
事務機器 (デジタルメモリ 他) 購入代	45,700	

### ③ 調査結果

- イ. パソコンは4台を購入しているが、それまで個人所有のパソコンしかなかったので会派で購入し、会派担当の非常勤職員用に1台、府職員用に2台、会派全体用に1台各使用している。会派全体に係る事務（会派の政務調査活動に資するような情報の収集・整理・分析など）等に使用しているとのことであり、その説明に不自然な点はなく、適正な支出であると認められる。
- ロ. その他の支出は金額に照らし、いずれも適正と認められる。

### (6) 小括

目的外支出は認められない。

平成 17 年度

(1) 会議費 414,227 円

① 請求人の主張

政務調査と無関係。目的外支出。

② 使途内容

使途内容等	金額 (円)	備考
議員団総会	29,452	ホテル会場費 飲み物代
議員団総会	13,235	ホテル会場費
議員団総会等	371,540	会派控室、費用弁償

③ 調査結果

- イ. 会場費 2 件 36,335 円、飲み物代 1 件 6,352 円は議員団総会を府庁外で開催した際の支出であり、いずれも適正と認められる。
- ロ. 費用弁償は平成 16 年度同様適正な支出と認められる。

(2) 資料作成費 402,349 円

① 請求人の主張

作成資料の詳細不明。要望書は政務調査費の目的外。

② 使途内容

使途内容等	金額 (円)	備考
資料印刷費	170,805	知事要望書作成
資料印刷費	22,344	知事要望書関連印刷
資料印刷費	9,200	写真焼き増し等 (知事要望)
資料印刷費	200,000	知事要望書増刷

③ 調査結果

- イ. 知事要望作成印刷費 393,149 円は、いずれも適正な支出と認められる。
- ロ. 写真焼き増し等 9,200 円は、会派として知事要望した際に各議員が知事に要望書を手渡ししている写真を撮影し、配布したもので、広報用と認められ、不適切とまでは言えない。

(3) 資料購入費 940,635 円

① 請求人の主張

書籍名不明、新聞購読料は目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額 (円)	備考
新聞購読料	306,360	毎日、日経他 新聞購読料
書籍購入	630,975	
書籍購入	3,300	沖縄ガイドブック

③ 調査結果

- イ. 新聞購読料はいずれも適正な支出と認められる。
- ロ. 書籍購入代金もガイドブック 1 冊 3,300 円は関連性が不明であるが、その余は適切な支出と認められる。

(4) 広報費 475,200 円

① 請求人の主張

政務調査と無関係。目的外支出。

② 使途内容

使途内容等	金額 (円)	備考
会派広報経費	475,200	ホームページ制作費

③ 調査結果

会派ホームページを平成 17 年 7 月開設し、これに伴う費用の支出であり、広報活動として適正と認められる。

(5) 事務費 1,948,974 円

① 請求人の主張

通常議員活動費。事務機器リース代は目的外支出。

② 使途内容

使途内容等	金額 (円)	備考
リース料 (コピー12 ヶ月)	436,680	
カウンター代 (コピー12 ヶ月)	467,561	
通信費 (ファックス代 12 カ月分)	78,538	

リース料（コピー11ヶ月分）	234,225	
事務用品（コピー用紙他）購入代	164,061	
NHK受信料（年間）	14,910	
事務用品（修正テープ 他）購入代	29,973	
事務用品（電話帳）購入代	882	
切手代	8,000	
事務用品（付箋 他）購入代	11,468	
事務用品（ドッチファイル他）購入代	3,635	
事務用品（ネームランドター）購入代	3,085	
事務用品（トナーカートリッジ他）購入代	40,049	
事務用品（パソコン用品他）購入代	8,660	
インターネット設定費	31,500	
事務用品（ホッチキス他）購入代	5,027	
事務用品（USB クリップドライバ他）購入代	7,904	
事務用品（IC レコーダー）購入代	14,500	
嘱託員制服	43,155	
事務用品（文具他）購入代	735	
事務用品（クリアホルダー他）購入代	16,544	
事務用品（新聞バサミ他）購入代	20,038	
事務用品購入代	3,829	
写真焼き増し	4,060	
事務用品（フラットファイル他）購入代	28,258	
事務用品（大型パンチ替え刃	84,378	

他) 購入代		
事務用品(テープカッターロータリー他) 購入代	3,476	
事務用品(デジカメ関連用品他) 購入代	183,843	

③ 調査結果

事務機器のリース料は必要な経費として相当であるし、その余の支出もいずれも会派控室の使用に伴う経費として適正と認められる。

(6) 小括

資料購入費のうち 3,300 円が目的外支出と認められる。

日本共産党大阪府議会議員団

平成 16 年度

(1) 会議費 24,672 円

① 請求人の主張

懇談会は政務調査の目的外。使途基準にも反し違法。

② 使途内容

使途内容等	金額 (円)	備考
府民団体との懇談会 (6 / 7)	8,064	委員会室 お茶ペットボトル
府民団体との懇談会 (9 / 15)	8,544	委員会室 お茶ペットボトル
府民団体との懇談会 (2 / 9)	8,064	委員会室 お茶ペットボトル

③ 調査結果

毎年職員組合や商工業団体、女性団体等と定期的に懇談し、要望や意見を聞き、知事要望に盛り込んでいくため懇談会を開催している。会派における会議として適正な支出である。議会の委員会室で行うので、お茶を出すだけである。なお、政務調査費では飲食代は出さない決まりになっている。

(2) 資料作成費 1,208,895 円

① 請求人の主張

目的外支出。

② 使途内容

使途内容等	金額 (円)	備考
資料印刷費	1,207,005	コピー印刷代 (4 ~ 3 月分)
製本費	1,890	「府政資料」製本代 (150~153 号)

③ 調査結果

- イ. 資料の印刷代は議会審議に必要な資料を作成するために要する経費として適正な支出と認められる。
- ロ. 既に作成された府政資料の製本等が資料作成費に当るか疑問がないわけではないが、少なくとも事務費としては適正な支出である。

(3) 資料購入費 1,274,047 円

① 請求人の主張

新聞は調査研究費外。通常の議員活動に必要な範疇の資料購入。

② 使途内容

使途内容等	金額（円）	備考
新聞購読料	773,793	毎日・日経・産経・朝日・読売・赤旗等・公明・自由民主（12ヶ月分）
書籍購入費	52,255	
資料購入費	230,803	
その他	217,196	

③ 調査結果

- イ. しんぶん赤旗は日刊2部、日曜版1部、民主新報は3部購入しているが、赤旗は保存と切り抜き用、民主新報は保存、切り抜き、冊子作成用ということで、用途の特定に不合理な点は認められないので、複数部ではあるが、適正な支出と認められる。各種新聞は、調査研究に資するものであり、使途基準に適う支出である。
- ロ. その他の書籍や資料もいずれも調査研究に資するものとして適正な支出と認められる。
- なお、例規集等は追録費用である。

(4) 広報費 6,202,590 円

① 請求人の主張

「府政資料」は資料作成費と重複。詳細不明。府会報告は、使途基準の政策等の広報活動に合致しない。

② 使途内容

使途内容等	金額（円）	備考
インターネット経費	240,000	インターネット管理費
広報紙発行費	51,330	「府政資料」152号送料
広報紙発行費	1,690,500	「府政資料」152号作成費
広報紙発行費	483,000	府会報告ビラ（9月議会号）
広報紙発行費	46,980	「府政資料」153号送料
広報紙発行費	780	「府政資料」153号送料
広報紙発行費	1,800,000	「府政資料」153号作成費
広報紙発行費	1,890,000	府会報告ビラ（春季号・2月議会）

③ 調査結果

「府政資料」は160～170ページものを2,000部作成し、議員を通じて地域に

配布する他、懇談会を行った団体や市町村長、議長などに配布している。府会報告は一枚表裏を数十万部作成し、議員が地元や駅で配布しており、いずれも広報活動として適正な支出と認められる。

(5) 事務費 1,917,672 円

① 請求人の主張

政務調査の事務に合致せず違法。

② 使途内容

使途内容等	金額 (円)	備考
リース料 (ファックス)	14,385	
リース料 (ファックス)	21,577	
通信費 (ファックス電話料 12 ヶ月分)	99,656	
保守契約費 (パソコンサーバー保守契約料 12 ヶ月分)	407,556	
リース料 (倉庫賃料) 12 ヶ月分	63,000	
保守契約費 (ファックス年間保守契約料)	66,480	
事務用品費 (パソコン、プリンター、ビデオテープ等)	698,267	
事務用品費 (再生紙、封筒、ファイル等文具)	356,297	
事務用品費 (写真代、電池ファイル等)	53,376	
通信費 (懇談会案内送料、切手等)	104,750	
交通費 (事務局交通費)	9,075	
その他 (茶の葉、NHK受信料等)	23,253	

③ 調査結果

- イ. 倉庫賃料は会派議員数の減少により、会派控室の割当面積が減少し資料保管スペースがなくなったため、長期案件の資料を保管用に外部で年額 60,000 円 (消費税別) で賃借しているもので低額であり、1、2 年はやむをえない支出と認められる。使用を続けるのであれば団費等で支払うべきであり、割当面積を前提にして資料の保管スペースが工夫されるべきである。
- ロ. その他の支出もいずれも適正と認められる。

(6) 人件費 23,255,801 円

① 請求人の主張

通常の固定雇用。政務調査費の目的外で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額（円）	備考
給料、一時金	5,178,640	
通勤定期代	199,760	
給料、一時金	5023,600	
通勤定期代	116,400	
給料、一時金	4,819,920	
通勤定期代	202,640	
給料、一時金	4,470,320	
通勤定期代	223,040	
アルバイト料	290,325	
社会保険料、労働保険料事業所負担分 （年間）	2,719,856	
健康診断費用事業所負担分	11,300	

③ 調査結果

会派として政務調査専従職員4名を雇用し、パソコンの打ち込みのアルバイトの経費等を支出している。

各人に対する支出そのものは適正と認められる。

(注) なお、この費用は会派所属各議員の政務調査費から支出されている。

(7) 小括

目的外支出は認められない。

平成 17 年度

(1) 会議費 25,840 円

① 請求人の主張

懇談会は政務調査費の目的外。

② 使途内容

使途内容等	金額 (円)	備考
府民団体との懇談会 (10 / 24)	7,600	北浜会館 会場費
府民団体との懇談会 (12 / 28)	9,120	委員会室 お茶ペットボトル
府民団体との懇談会 (3 / 9)	9,120	委員会室 お茶ペットボトル

③ 調査結果

平成 16 年度と同様、府政に関する要望や意見を聞き、知事要望に盛り込んでいくための府民団体との懇談会の会場費及び委員会室でのお茶代であり、適正な支出と認められる。

(2) 資料作成費 1,143,300 円

① 請求人の主張

詳細不明。

② 使途内容

使途内容等	金額 (円)	備考
資料印刷費	1,130,700	コピー印刷代 (4 ~ 3 月分)
製本費	6,300	「大阪民主新報」製本代
製本費	6,300	「大阪民主新報」製本代

③ 調査結果

平成 16 年度と同様の支出であり、いずれも適正と認められる。

(3) 資料購入費 1,211,340 円

① 請求人の主張

例規、判例、法律書などは通常議員活動の必読書。政務調査費と合致せず。

② 使途内容

使途内容等	金額（円）	備考
新聞購読料	776,218	朝日、読売、毎日、産経、日経、大阪日日、しんぶん赤旗、京都民報、公明、自由民主購読料（12ヶ月分）、他4件
書籍購入費	247,040	
資料購入費	188,082	

③ 調査結果

例規、判例、法律書などが、調査研究のために必要がないとまではいえず、その余も平成16年度と同様適正な支出と認められる。

(4) 広報費 6,292,735 円

① 請求人の主張

領収書不明であるが、一般の議員活動の範疇。インターネット管理費は目的外。金額からも疑問。

② 使途内容

使途内容等	金額（円）	備考
インターネット経費	120,000	インターネット管理費
広報紙発行費	1,720,845	「府政資料」154号送料
広報紙発行費	487,830	「府会報告ビラ」9月議会
広報紙発行費	1,614,060	「府政資料」155号
広報紙発行費	2,350,000	「府会報告ビラ」春季号2月議会

③ 調査結果

インターネット管理費は月額1万円で領収証がある。「府政資料」、「府政報告ビラ」は平成16年度と同様会派が行う議会活動及び府政に関する政策等の広報紙の作成費用であり、適正な支出と認められる。

(5) 事務費 1,802,284 円

① 請求人の主張

政務調査費に合致しない。目的外。

② 使途内容

使途内容等	金額（円）	備考
通信費（電話代、ファックス代12ヶ月分）	78,392	
リース料（ファックス代12ヶ月分）	21,577	
リース料（倉庫賃料）12ヶ月分	63,000	
保守契約費（パソコンサーバー保守契約料12ヶ月分）	409,066	
事務用品費（プリンターカートリッジ、ファックストナー、デジタルカメラ、パソコン、ビデオテープ等）	703,680	
事務用品費（印刷用紙、クラフト紙、ノート等文具）	370,214	
事務用品費（写真代、フィルム）	39,863	
通信費（懇談会案内送料、「府政資料送料」、切手等）	92,300	
交通費（事務局交通費等）	2,800	
その他（NHK受信料等）	21,392	

### ③ 調査結果

いずれも調査研究に係る事務の遂行に必要な経費と認められる。

### (6) 人件費 23,647,036 円

#### ① 請求人の主張

会派の固定した雇用人件費。政務調査の目的外で違法。

#### ② 使途内容

使途内容等	金額（円）	備考
給料、一時金	5,289,600	
通勤定期代	199,760	
給料、一時金	5,130,000	
通勤定期代	116,400	
給料、一時金	4,921,760	
通勤定期代	202,640	
給料、一時金	4,584,320	
通勤定期代	223,040	
アルバイト料	189,250	

社会保険料、労働保険料事業所負担分 (年間)	2,778,966	
健康診断費用事業所負担分	11,300	

③ 調査結果

固定した雇用人件費等ではあるが、4名とも政務調査専従として、1名はアルバイトとして平成16年度と同様適正な支出と認められる。

(7) 小括

目的外支出は認められない。

社会民主党大阪府議会議員団

平成 16 年度

(1) 資料購入費 361,511 円

① 請求人の主張

書籍名不明、新聞購入費は目的外支出。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
毎日、読売、毎日、産経、 日本経済、労働、日本教育 新聞購読料(12ヶ月)	288,496	
書籍購入	213,642	

③ 調査結果

イ. 新聞購読料はいずれも適正な支出と認める。

ロ. 書籍購入のうち、4,500 円分は詳細不明であるが、会派控室用であり、その余の購入書籍の内容、金額に照らし、不適正な支出とまでは認められない。

ハ. その余の書籍は広辞苑、日本国憲法の読み方等で、いずれも適正な支出と認められる。

(2) 広報費 484,200 円

① 請求人の主張

使途基準に合致せず、通常の議員活動費で目的外。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
ホームページサーバー運 用委託料(12ヶ月)	484,200	

③ 調査結果

インターネットホームページサーバー運用業務を月額 4 万円で委託しており、毎月相当時間数の業務報告書も提出されており、適正な支出と認められる。

(3) 事務費 715,063 円

① 請求人の主張

詳細不明。通常経費。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(FAX代・メールWEB代12ヶ月分)	111,887	
コピーメンテナンス料(12ヶ月分)	239,263	
郵便料金	3,965	
事務服購入費	9,576	
コピー機再リース料	28,350	
書籍購入費(辞書)	6,825	
事務用品購入費(ファイル、コピー用紙等)	13,810	
事務用品購入費(コピー用紙等)	13,459	
事務用品購入費(電池)	924	
事務用品購入費(文房具類)	15,098	
事務用品購入費(ペーパーカッター)	13,466	
事務用品購入費(ホッチキス)	504	
事務用品購入費(文房具類、コピー用紙等)	19,051	
備品購入費(テレビ、ビデオ、ICレコーダー、カメラレンズ、PC関連)	182,251	
事務用品購入費(文房具類、OAチェア等)	56,634	

③ 調査結果

年度末に高価な備品を集中して購入していることは実費弁償を基本とする政務調査費の支出方法として問題はあるが、購入している備品の内容、金額に照らし、全て適正な支出と認める。

(4) 小括

目的外支出は認められない。

平成 17 年度

(1) 資料購入費 502,388 円

① 請求人の主張

書籍名不明。新聞購入費は目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
毎日、読売、毎日、日経、産経新聞購読料(12ヶ月)	288,746	
書籍購入	213,642	

③ 調査結果

イ. 新聞購読料はいずれも適正な支出と認められる。

ロ. 書籍のうち、歴代宰相 48,000 円は政務調査との関連性が認められず、目的外支出である。

ハ. その他の書籍は提出された書籍名一覧に照らし、いずれも適正な支出と認められる。

(2) 広報費 487,200 円

① 請求人の主張

政務調査目的外支出。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
ホームページサーバー運用委託費(12ヶ月分)	487,200	

③ 調査結果

平成 16 年度と同様、毎月業務報告書が提出されており、適正な支出と認められる。

(3) 事務費 954,703 円

① 請求人の主張

詳細不明。通常活動経費で目的外。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
-------	-------	----

通信費 (FAX代・メールW EB代12ヶ月分)	119,475	
コピーメンテ (12ヶ月分)	420,354	
郵送料金	1,500	
事務服購入費	4,600	
事務用品購入費 (コピー用 紙、ファイル)	8,901	
事務用品購入費 (ファイル 他)	3,562	
コピー機再リース料	28,350	
事務用品購入費 (コピー用 紙、文具類)	40,653	
事務用品購入費 (PC周辺 機器他)	18,780	
備品購入費 (スクリーン)	11,400	
備品購入費 (プロジェクタ ー)	228,609	
事務用品購入費 (封筒)	26,850	
事務用品購入費 (文具類、 レターケース他)	41,669	

③ 調査結果

いずれも適正な支出と認められる。

(4) 小括

資料購入費のうち、48,000円が目的外支出である。

大阪府議団富田林市民クラブ

平成16年度

(1) 広報費 449,100円

- ① 請求人の主張  
使途基準に反し違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
ホームページ作成料	449,100	4回分

③ 調査結果

作成料は更新料の趣旨であるとのことであるが、4回分のうち3回分は「・村よしみ」ないし「・村事務所」宛の領収証であり、会派のものか疑問があり、会派と1/2に按分すべきではないかとも考えられるが、それはさておいても1回分73,500円は「・村よしみ後援会」宛であり、会派の広報費と認めるのは困難であり、目的外支出である。なお、国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律では、所属議員が1人の会派は認められているため、府においても同様の取扱いとしている。

(2) 事務費 435,399円

- ① 請求人の主張  
日常経費で目的外支出。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
通信費(FAX)	37,907	
事務用品購入費	80,512	
備品購入費	26,000	事務用机
事務用品購入費	4,180	パソコン周辺機器
備品購入費	57,800	カメラ
郵便料金	10,000	
備品購入費	219,000	パソコン

③ 調査結果

通信費、事務用机、事務服、パソコン周辺機器、カメラ、郵便料金及びパソコンの各購入代金は、適正な支出である。事務用品購入費80,512円は、詳細不明である

が、本件監査基準に照らし、12万円の範囲内であるので適正と認める。なお、府庁内のFAXの通信費、事務服代を除き、領収証の宛名はほとんど全て「吉村様」となっており、このような処理は不適切である。

(3) 小活

広報費のうち 73,500 円は目的外支出である。

平成17年度

(1) 資料購入費 238,827 円

① 請求人の主張

書籍名不明。新聞購読料は通常経費で目的外支出。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
書籍購入費	99,977	
日本教育新聞購読料	31,500	
地方自治情報年間購読	18,000	
デーファイル・実践自治 2件	79,750	
ガバナンス 年間購読	9,600	

③ 調査結果

書籍購入費 99,977 円は、書籍の詳細が不明であるうえに領収証も「村宛になっており、購入先も神戸市内やスーパー店内等もあり、会派の資料購入とは認め難い。その余の購読料等は適正と認められる。

(2) 広報費 210,000 円

① 請求人の主張

政務調査の目的外支出で違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
ホームページ作成料	210,000	更新料の趣旨(2回)

③ 調査結果

領収証も提出されており、適正な支出と認められる。

(3) 事務費 285,828 円

① 請求人の主張

日常活動経費。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
-------	-------	----

通信費(FAX)	35,278	
事務用品購入費	92,391	
事務服購入費	2,300	
事務用品購入費	13,473	ファイル他
〃	3,218	ブックスタンド他
〃	1,440	ビデオテープ
〃	7,487	FAXトナーほか
〃	2,900	パソコンソフト
〃	6,981	ファイルラックほか
〃	2,760	DVD-R ほか
〃	70,000	パソコン周辺機器
〃	47,600	デジタルカメラ

③ 調査結果

通信費は適正と認める。デジタルカメラ分 47,600 円は、平成16年度にも同一店で 57,800 円でカメラを購入していることに照らせば、必要性は認められず、不適正である。その他の明細が判明している事務用品購入費(備考欄に記載あるもの)は適正と認める。また、明細が明らかにされていない事務用品購入費 92,391 円は、本件監査基準に照らし、年間12万円の範囲内であるので、適正と認める。

したがって、合計 47,600 円が目的外支出である。

(4) 小活

資料購入費のうち 99,977 円、事務費のうち 47,600 円の合計 147,577 円が目的外支出である。

無所属府民クラブ大阪府議会議員団

平成 16 年度

(1) 会議費 288,000 円

- ① 請求人の主張  
使途基準に反し違法。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
議員団総会等	288,000	会派控室 等 費用弁償(4 月分)

③ 調査結果

平成 16 年 4 月分は会派の旧基準に沿って費用弁償が支出されているが、実費弁償が原則であるから、提出された 4 月分明細書に従うと 31,800 円が適正な支出であり、256,200 円が目的外支出である。

(2) 事務費 146,286 円

- ① 請求人の主張  
リース代等目的外支出。

② 使途内容

使途内容等	金額(円)	備考
カウンター代(コピー 3 月分)	62,340	
通信費(ファックス代 3 月分)	3,785	
通信費(ファックス代 4 月分)	4,791	
事務用品(ガチャ玉 他)購入代	4,895	
NHK 受信料(年間)	14,910	
写真代	3,100	
通信費(ファックス代 5 月分)	3,255	
ソフト代	49,210	

③ 調査結果

収支報告書に主たる支出の内訳として書かれたリース代の支出はなく、適切な表現とは言えないが、調査書の内容はいずれも適正な支出と認められる。

(3) 小括

会議費のうち 256,200 円が目的外支出である。